

第
1997
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月27日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 遺産の再分割と更正の請求

Q : 3年前に父が死亡し、相続税の申告期限までに遺産分割協議を行い、申告も済ませていますが、ある事情から遺産のうち私が相続した宅地について分割のやり直しを行い、他の相続人に再配分したいと思っています。

この場合、私の取得分が当初の分割協議による取得分より少なくなると思うのですが、相続税について更正の請求ができますか。

A : 更正の請求をすることはできません。

【解説】

民法では、遺産分割を行う時期について特に定めていませんので、遺言で分割が禁止されていない限り、いつでも共同相続人全員の協議によって分割することができることとされています。しかし、いったん有効に遺産が分割されれば、相続開始の時にさかのぼって効力が生じ、その遺産はその分割により取得した人のものになります。

したがって、当初の遺産分割に無効あるいは取消しを主張できるような瑕疵がある場合は別ですが、遺産分割のやり直しにより取得した財産については、相続登記の有無に関係なく、実質的には共同相続人間において「遺産の再分割」という名目で行われた遺産分割以外の原因（例えば、贈与、交換、譲渡など）による所有権の移転に当たるものとして取り扱われることとなります。

ご質問の場合、当初の遺産分割が有効であり、特別瑕疵があったものでもなければ、その再配分によりあなたの実質的な取得分が減少しても、相続税の更正の請求はできません。

